



埼玉県報

号外第 4 号
平成 30 年(2018 年)
2 月 28 日
水曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示（薬務課）

告 示

埼玉県告示第百七十二号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

- イ N―（四―フルオロフェニル）―N―（一―フェネチルピペリジン―四―イ
ル）イソブチルアミド（通称名四F―iBF、四―FI BF、四―Fluor
oisobutryl fentanyl）及びその塩類
- ロ N―（四―クロロフェニル）―N―（二―フェネチルピペリジン―四―イ
ル）イソブチルアミド（通称名四Cl―iBF、四―Chloroisobuty
ryl fentanyl）及びその塩類
- ハ N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルテトラヒドロ
フラン―二―カルボキサミド（通称名Tetrahydrofentanyl f
entanyl、THF―F）及びその塩類
- ニ N―（二―メトキシベンジル）―N―メチル―（四―メチルフェニル）
プロパン―二―アミン（通称名四―MMA―NBOMe）及びその塩類
- ホ 一―（三・五―ジメトキシ―四―プロポキシフェニル）プロパン―二―アミ
ン（通称名三C―P）及びその塩類

二 効力発生の日

平成三十年三月一日